

事務事業名	結城市生きがいふれあいセンター運営事業	担当部局	保健福祉部
基本目標	第2章 ともに生きる健やかな福祉社会づくり(健康・福祉)	担当課名	介護福祉課
施策体系	4生きがいをもって生活できる福祉環境づくり(高齢者福祉)	担当係名	高齢福祉係
施策	・生きがい対策の充実		

1. 事業内容

事業本来の目的と具体的内容	介護保険制度の改正により、介護予防に重点がおかれたため、施設の本来の目的である介護予防・健康増進・生きがいづくりの活動拠点として、ふれあい交流の場の提供をし、市が実施する介護予防を目的とする健康増進事業や高齢者の閉じこもりを防止する地域コミュニティ事業、高齢者の生きがいやふれあいのための趣味や各種講座や教室等に利用し、高齢者が生きがいをもって、いつまでも元気で暮らせるような事業を行う施設とする。		
事業の期間(開始/終了)	平成18年 10月/ 年 月		
根拠法令、条例、規則など	結城市生きがいふれあいセンターの設置及び管理に関する条例 結城市生きがいふれあいセンターの設置及び管理に関する施行規則		
事業が対象としている人(モノ)	市内の高齢者団体	地方公共団体及び公共的団体	
主な活動予定内容	高齢者の生きがいやふれあいのための趣味や各種講座		
	高齢者団体や福祉団体の研修や自主事業		
	市が実施する介護予防を目的とする健康増進事業		
	高齢者の閉じこもりを防止する地域コミュニティ事業		

2. 事業の評価

項目	説明
必要性	3 市民ニーズは確認していないが、一般的にはニーズが高いと思われる
	利用料金が掛からず、多目的施設と同じ様に利用できるが、対象者が市民全般でなく高齢者や公共団体等であり、目的が介護予防であるためニーズが高いとはいえないが、交流の場を提供し、介護を予防する事業を推進することは必要であると思われる。
緊急性	3 どちらとも言えない(予測できない)
	新予防給付事業は平成19年度から実施するが、特定高齢者の把握が必要であり、どの位の高齢者が該当するか予測できない。また高齢者団体や一般高齢者が趣味や講座等に利用する回数もまた把握できない。
妥当性	5 役割分担を考えたが、行政以外には実施できない事業であると判断した
	高齢者がいつまでも元気でいられるよう各種事業を実施していくには、介護保険料を抑えることも含まれており、市で実施しなければならない。
適切性	5 代替案を検討し、この事業(方法)がもっとも適切であると判断した
	施設を探している・利用したいとの要望もあるが、本来の目的が介護予防拠点施設であるため、事業内容は適切であると判断した。
市民への影響度	2 便益を受けられる市民は、対象者の一部にとどまるなど、若干偏りがある
	高齢者団体や福祉団体等又は介護予防事業を行う一般高齢者と利用者の範囲を限定しており、利用者の偏りはあると思われる。
貢献度	4 「施策の効果が高まる」、もしくは「施策の効率化を図れる」のいずれかを期待できる
	健康教室等で身体介護予防を行うが、同じ趣味を持つ人達の集まりや、また数人で話をすることも介護予防となる。市民に周知し、多に利用してもらえば効果が高まると思われる。

3. 事業の方向性

所管課長評価	
平成18年度からの介護保険制度改正により高齢者が要介護状態になったり、状態がさらに悪化することを予防するための事業を図るため、介護予防事業や健康増進のための事業を進めるとともに、介護知識・介護方法の普及を図り生きがいづくり等の活動の場を提供し、高齢者の交流の場として基盤整備をし新しい活用方法で運営する。	
政策推進面からの評価(企画)	
事業担当者から見ても「必要性」「緊急性」の評価がとても低くなっているようですが、政策担当としても、同様に思う。平成18年開館となっているが、準備不足(関係課との調整)のような気がする。問題が生じたから施設を修復するのではなく、本当に市民はこの様な施設を求めているのかを見極めえて、事業を進めるべきである。	
財政面からの評価(財政)	
活動内容や指標が明確に記載されていないため、どのような事業がどれくらい行なわれ、何名の参加者があるのか現時点ではつかめないと思う。平成19年度の予算に工事請負費が計上されているが、まだ開館したばかりで本当に市民が要望する事業に大広間の改修が必要なのか、また、参加者の状況を把握したうえで改修すべきと思う。	
決定権者判断	
一部改善の要求	現在の段階では、まず再開させるが、以前との違いを明確化する必要がある。そのために、これからの介護予防事業を推進していく、拠点としての方向付けをもって、市民・利用者の理解を得られるよう今後、施設利活用について関係者の協議、協力を図る。